

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 道路の指定【建築都市局指導部建築審査課】2
- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】3

◇ 教育委員会

- 勤務時間等の特例に関する規則等の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】4
- 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】11

北九州市公告第800号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年11月22日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和4年11月22日 第755208号

3 道路の位置、延長及び幅員

位置	延長 (m)	幅員 (m)
北九州市小倉南区蒲生三丁目4 95番1	24.73	6.02

北九州市公告第 801 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 4 年 11 月 22 日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区上上津役二丁目 7 68 番 1 及び 7 68 番 3	北九州市八幡西区割子川二丁目 1 7 番 2 号 中野祥平
北九州市小倉南区葛原四丁目 3 6 2 番 1 2、3 6 2 番 3 1 から 3 6 2 番 3 7 まで及び 3 6 2 番 3 9 から 3 6 2 番 4 9 まで	北九州市小倉南区西水町 1 2 番 5 号 株式会社 スペース・E 代表取締役 江口芳文

勤務時間等の特例に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月22日

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

北九州市教育委員会規則第11号

勤務時間等の特例に関する規則等の一部を改正する規則

(勤務時間等の特例に関する規則の一部改正)

第1条 勤務時間等の特例に関する規則(平成3年北九州市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表の注書第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則(平成16年北九州市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第3条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則(平成29年北九州市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 教職員(次項及び次条に掲げる教職員を除く。)の給料の調整額は、調整基本額に当該教職員に係る別表第1の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

第2条に次の2項を加える。

3 次の各号に掲げる教職員の給料の調整額は、調整基本額に当該教職員に係る別表第1の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)

)第22条の4第1項の規定により採用された教職員(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成28年北九州市条例第60号。以下「教職員勤務時間等条例」という。))第2条第4項の規定により定められた当該教職員の勤

務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数
(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている教職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教職員を含む。）及び同法第18条第1項に規定する短時間勤務教職員 教職員勤務時間等条例第2条第3項又は第5項の規定により定められた当該教職員の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数

4 前2項に規定する調整基本額は、当該教職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる額（当該額が給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の4.5を超えるときは、給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の4.5に相当する額）とする。
第3条の次に次の1条を加える。

（端数計算）

第4条 第2条第2項及び第3項の規定による給料の調整額並びに同条第4項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれ当該端数を切り捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の1項を加える。

（教職員給与条例付則第19項の規定の適用を受ける教職員の給料の調整額）

2 教職員給与条例付則第19項の規定の適用を受ける教職員に対する第2条第4項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に $\frac{100}{100}$ 分の70を乗じて得た額（当該得た額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額）」とする。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正）

第4条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する規則（平成29年北九州市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「に定める額」の次に「（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」を加え、同条第1号中「。以下「育児短時間勤務教職員等」という」を削り、「その者」を「当該教職員」に、「（以下「算出率」という。）を」を「をそれぞれ」に改め、「とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」を削り、同条第2号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28

条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に、「手当の月額」を「手当の基準月額」に、「額（同法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める教職員にあっては）」を「額に」に、「その者」を「当該教職員」に、「数（育児短時間勤務教職員等である場合にあっては、算出率）を当該額に」を「数を」に改め、「とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を削る。

付則に次の1項を加える。

（教職員給与条例付則第19項の規定の適用を受ける教職員の支給額）

- 3 教職員給与条例付則第19項の規定の適用を受ける教職員に対する第2条第1号並びに第3条第1項及び第3項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「に定める額」とあるのは、「に定める額に100分の70を乗じて得た額（当該得た額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額）」とする。

別表第2のアの表中

「

手当の月額
80,500円
76,200円
72,000円

」

を

「

手当の基準月額
72,400円
68,500円
64,700円

」

に

改める。

別表第2のイの表中

「

手当の月額
78,500円
74,400円
70,200円

」

を

「

手当の基準月額
68,100円
64,500円
60,900円

に

」

改める。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

第5条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年北九州市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項第6号中「（その）」を「（当該）」に、「第28条の5第1項若しくは第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に、「その者」を「当該教職員」に改める。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成29年北九州市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

第3条第2項、第14条第1号及び第2号、第17条第2項並びに第19条第1項中「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

第24条第1項第2号中「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員」を「短時間勤務教職員」に改める。

付則第16項並びに別表第4の4の項、8の項、9の項及び18の項中「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

（北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部改正）

第7条 北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第9条第1項各号列記以外の部分中「第8条の3」を「

第8条第14項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部改正）

第8条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第8条第1項各号列記以外の部分中「第12条」を「第10条第14項」に、「再任用短時間勤務教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（勤務時間等の特例に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

2 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年北九州市条例第20号。以下「新定年条例」という。）付則第23項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、新定年条例付則第21項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第1条の規定による改正後の勤務時間等の特例に関する規則の規定を適用する。

（北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

3 暫定再任用短時間勤務職員又は新定年条例付則第40項に規定する暫定再任用短時間勤務教職員（以下「暫定再任用短時間勤務教職員」という。）は、第2条の規定による改正後の北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則第1条の短時間勤務の職を占める者とみなして、同条の規定を適用する。

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

4 新定年条例付則第40項に規定する暫定再任用教職員（以下「暫定再任用教職員」という。）（暫定再任用短時間勤務教職員を除く。以下同じ。）は、第3条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給料の調整額に関する規則（以下「新教職員給料調整額規則」という。）第2条第2項に規定する教職員とみなして、同項の規定を適用する。

- 5 暫定再任用短時間勤務教職員は、新教職員給料調整額規則第2条第3項第1号に掲げる教職員とみなして、同号の規定を適用する。
 (北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 6 暫定再任用教職員は、第4条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当に関する規則(以下「新教職員管理職手当等規則」という。)第2条第1号の教職員とみなして、同号の規定を適用する。この場合において、同号中「別表第1」とあるのは「別表第2」と、「手当の月額」とあるのは「手当の基準月額」とする。
- 7 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における、暫定再任用教職員(職務の級が4級であるものに限る。)に対する前項の規定の適用については、同項中「別表第2」とあるのは、「付則別表」とする。
- 8 暫定再任用短時間勤務教職員は、新教職員管理職手当等規則第2条第2号の教職員とみなして、同号の規定を適用する。
 (北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 9 暫定再任用短時間勤務教職員は、第5条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第20条第2項第6号の法22条の4第1項の規定により採用された教職員とみなして、同号の規定を適用する。
 (北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 10 暫定再任用短時間勤務教職員は、定年前再任用短時間勤務教職員とみなして、第6条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の規定を適用する。

付則別表

ア 教育職給料表(3)

職務の級	職	職の分類	手当の基準月額
4級	特別支援学校の校長	I群	80,500円
		II群	76,200円
		III群	72,000円

備考 「I群」、「II群」及び「III群」とは、教育長が別に定める職の分類の区分をいう。この表において同じ。

イ 教育職給料表（４）

職務の級	職	職の分類	手当の基準月額
４級	小学校又は中学校の 校長	Ⅰ群	78,500円
		Ⅱ群	74,400円
		Ⅲ群	70,200円

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月22日

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

北九州市教育委員会規則第12号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第1条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成29年北九州市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けた教職員として在職した期間については、北九州市職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年北九州市条例第21号)第3条の規定により給与を減額された期間の2分の1の期間

第20条第2項中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 北九州市職員の高齢者部分休業に関する条例第3条の規定により給与を減額された期間

第20条第3項を削り、同条第4項各号列記以外の部分中「第2項」を「前項」に改め、同項を第3項とする。

第21条第2項ただし書中「同条第4項」を「同条第3項」に改める。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例施行規則(平成29年北九州市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

3 退職した者の基礎在職期間に地方公務員法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった時間のある月(以下「部分休業月」という。)が含まれる場合における教職員退職手当条例第4条

第1項に規定する退職手当の調整額の計算については、次の各号に掲げる部分休業月の区分に応じ、当該各号に定める部分休業月をその者の基礎在職期間から除くものとする。

(1) 退職した者が属していた教職員の区分が同一の部分休業月がある部分休業月 教職員の区分が同一の部分休業月ごとにそれぞれその最初の部分休業月から順次に数えてその者が当該高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった時間数を月数に換算した場合の当該月数（当該勤務しなかった時間数を日数に換算した場合の当該日数（当該勤務しなかった時間数を北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成28年北九州市条例第60号）第5条第1項に規定する勤務時間の割振りによる1日の勤務時間で除して得た日数をいう。）を30で除して得た月数をいう。）の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある部分休業月

(2) 退職した者が属していた教職員の区分が同一の部分休業月がない部分休業月 当該部分休業月

（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成29年北九州市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「勤務時間」の次に「（地方公務員法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認（以下「高齢者部分休業の承認」という。）を受けた教職員（以下「高齢者部分休業教職員」という。）にあっては、勤務時間から高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間。以下「勤務時間等」という。）」を加える。

第13条第2項本文中「前項」を「前項本文」に、「短時間勤務教職員」を「高齢者部分休業教職員及び短時間勤務教職員」に改め、同項各号中「（短時間勤務教職員）」を「（高齢者部分休業教職員及び短時間勤務教職員）」に、「の勤務時間」を「の勤務時間等」に改め、同条第6項中「勤務時間」を「勤務時間等」に改め、同条第10項中「短時間勤務教職員」を「高齢者部分休業教職員及び短時間勤務教職員」に改める。

第14条本文及び各号中「勤務時間」を「勤務時間等」に改める。

第17条第2項中「60日（」及び「5日の」の次に「高齢者部分休業教職員、」を加え、「条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたそ

の者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数」を「、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める率」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 高齢者部分休業教職員（育児短時間勤務教職員等である者を除く。）、「定年前再任用短時間勤務教職員又は任期付短時間勤務教職員」 条例第2条各項（第3項を除く。）の規定により定められたその者の勤務時間等を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た率

(2) 高齢者部分休業教職員（育児短時間勤務教職員等である者に限る。） 条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間等を同項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た率

第19条第1項中「30日（」及び「5日の」の次に「高齢者部分休業教職員、」を加え、「条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数」を「第17条第2項各号に定める率」に改める。

別表第1の備考各号列記以外の部分中「短時間勤務教職員」を「高齢者部分休業教職員及び短時間勤務教職員」に改め、同表の備考第2号中「勤務時間」を「勤務時間等」に改める。

別表第4の4の項中「5日（」及び「5日の」の次に「高齢者部分休業教職員、」を加え、「条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数」を「第17条第2項各号に定める率」に改め、同表の8の項中「3日（」の次に「高齢者部分休業教職員、」を加え、「条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数」を「第17条第2項各号に定める率」に改め、同表の9の項中「5日（」の次に「高齢者部分休業教職員、」を加え、「条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数」を「第17条第2項各号に定める率」に改め、同表の18の項中「6日（」の次に「高齢者部分休業教職員、」を加え、「条例第2条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数」を「第17条第2項各号に定める率」に改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。